

永久磁石に係る安定供給確保を図るための取組方針 新旧対照表

改正後	改正前
第2章 永久磁石の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項 第3節 施策に係る留意事項 (1)～(4) (略) <u>(5) 安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合の措置</u> <u>経済産業大臣は、永久磁石の供給に関わる事業者の事業の廃止等により、永久磁石の安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合には、法第9条の2の規定に基づき、当該事業の廃止等が永久磁石の安定供給確保に及ぼす影響を調査し、必要に応じて供給確保計画の提出を事業者に促すものとする。</u> <u>また、経済産業大臣は、認定供給確保事業者が認定供給確保計画に従って取組を行うことが困難となるおそれがある場合に、特に必要があると認めるときは、法第11条の2の規定に基づき、原材料等の供給者その他の関係者に対して特定重要物資等の安定供給確保のために必要な協力を求めるものとする。</u> <u>安定供給確保に及ぼす影響の調査及び安定供給確保のために必要な協力の求めにあたっては、自由かつ公正な経済活動との両立の観点を踏まえ、民間事業者等の過度な負担とならないよう留意するとともに、民間事業者等の理解醸成に努めるものとする。</u>	第2章 永久磁石の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項 第3節 施策に係る留意事項 (1)～(4) (略) <u>(新設)</u>

第3章 永久磁石の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限

第5節 実施体制

(1)～(4) (略)

(5) 取組の範囲にかかわらず、サイバー攻撃を受けた、または受けたおそれがある場合、速やかに経済産業省を通じて内閣官房国家サイバー統括室（以下「国家サイバー統括室」という。）にサイバーインシデントの報告を行うこと。

第6節 取組を円滑かつ確実に実施するための措置

(1)～(2) (略)

(3)

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 取引先における管理

申請者ではなく、取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、(ア)及び(イ)に相当する内容の措置を講じることを求め、その履行状況を定期的にレビューする等、取引先からのコア技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）及び受託中小企業振興法（昭和45年法律第145

第3章 永久磁石の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限

第5節 実施体制

(1)～(4) (略)

(新設)

第6節 取組を円滑かつ確実に実施するための措置

(1)～(2) (略)

(3)

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 取引先における管理

申請者ではなく、取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、(ア)及び(イ)に相当する内容の措置を講じることを求め、その履行状況を定期的にレビューする等、取引先からのコア技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）及び下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）の諸規定に十分配慮すること。

号)の諸規定に十分配慮すること。

第6章 永久磁石の安定供給確保に当たって配慮すべき事項

第3節 サイバーセキュリティの確保に向けた対応

昨今、複雑化・巧妙化したサイバー攻撃の脅威が増大する中、対策が手薄になりがちな自社内の工場、海外拠点等が被害を受ける等の事案が発生しているところ、万一サイバー攻撃で事業が停止した場合、物資の安定供給を確保できなくなるおそれがある。このような状況を踏まえると、自社内全体を俯瞰したサイバーセキュリティ対策の必要性が増しており、サイバーセキュリティの確保が、サプライチェーンの維持ひいては特定重要物資の安定的な供給のために不可欠な要素となっている。このため、本制度の運用に当たっては、経済産業大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、平素から国家サイバー統括室との連携・情報共有に努め、必要に応じ、認定供給確保事業者によるサイバーセキュリティの確保を推奨するものとする。

具体的には、経済産業大臣は認定供給確保事業者に対し、以下について推奨するものとする。

(1) 令和9年3月から運用開始予定である、「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」(以下「SCS 評価制度」という。)に基づく★4の取得

(2) 「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」(以下「JC-STAR 制度」という。)に基づくラベルを取得したIoT製品の使用(ルーター等の

第6章 永久磁石の安定供給確保に当たって配慮すべき事項

第3節 サイバーセキュリティの確保に向けた対応

昨今、複雑化・巧妙化したサイバー攻撃の脅威が増大する中、対策が手薄になりがちな自社内の工場、海外拠点等が被害を受ける等の事案が発生しているところ、万一サイバー攻撃で事業が停止した場合、物資の安定供給を確保できなくなるおそれがある。このような状況を踏まえると、自社内全体を俯瞰したサイバーセキュリティ対策の必要性が増しており、サイバーセキュリティの確保が、サプライチェーンの維持ひいては特定重要物資の安定的な供給のために不可欠な要素となっている。このため、本制度の運用に当たっては、経済産業大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、平素から内閣サイバーセキュリティセンター等関係部局との連携・情報共有に努め、必要に応じ、認定供給確保事業者によるサイバーセキュリティの確保を勧奨するものとする。

具体的には、経済産業大臣は、当該事業者の事業規模や事業内容の実情に配慮し、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」(経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」という。))又は「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」(IPA)等32を活用させる等、必要に応じ、サプライチェーンにおけるサイバーセキュリティの確保を勧奨する等の対応を行うものとする。

<u>通信機器及びネットワークカメラについては★３を取得した製品の使用）</u> <u>（３） 調達先 に対する、SCS 評価制度の★３又は★４（調達先の実態に 応じて認定供給確保事業者が判断）の取得推奨</u> <u>（４） 調達先に対する、JC-STAR 制度に基づくラベルを取得した IoT 機器 の使用推奨</u> <u>第７節 国、民間事業者等の関係者の相互の連携協力</u> <u>永久磁石のサプライチェーンは、永久磁石等の供給を行う事業者、永久磁石 の供給を受ける事業者のみならず、これらの事業者と取引関係にある他の 事業者、金融機関、投資家、専門的知見を有する者等の幅広い関係者の存在 の上で成り立っていることを踏まえ、経済産業大臣、民間事業者等の関係者 は、永久磁石等の安定供給確保のためにこれまで以上に緊密な連携協力を 図るものとする。</u>	<u>（新設）</u>
---	--------------------

附 則（令和８年●月●日改定）

- この改正は、令和８年●月●日から適用する。
- 適用日前にされた供給確保計画の認定（変更の認定を含む。以下同じ。）の申請であって、この取組方針の適用の際、認定をするかどうかの処分がなされていないものに係る認定については、なお従前の例による。
- この取組方針の適用の際、現に認定を受けている供給確保計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた供給確保計画に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消しについては、なお従前の例による。